

町内会役員 の 活動費〔内規〕

1. 町内会役員等には、その業務に鑑み、活動費を支給することができる。
支給しようとする場合は、副会長会において審議し、その結果を役員会に諮って、合議・決定するものとする。

2. 活動費は、諸般の事情を総合的に勘案したものであるが、敢えて活動費に含まれるものを列挙すれば、凡そ次のとおりである。
 - ・ 書類、文書等の立案、作成
 - ・ 関係先との連絡、調整、会議等に関わる交通費
 - ・ 車両の燃料代
 - ・ 電話代
 - ・ その他(町内会に関する事項)

3. 支給の対象者及び金額は、次のとおりとし、当該年度の半期毎(9月、3月)に支給する。
尚、金額は、1年毎に見直すことができる。
 - ・ 町内会長 金額 (月額 3,000円)
 - ・ 事務局長 金額 (月額 3,000円)
 - ・ 会計担当 金額 (月額 3,000円)

4. この内規は、平成28年4月1日より、実施する。

以上